

新見市立新見第一中学校 いじめ問題対策基本方針

平成26年3月 策定 平成27年4月 改訂

いじめに関する現状と課題

・本校では、例年何件かのいじめ問題が起こっており、特にクラスメートに対するからかいや心ない言葉の投げかけから仲間外しにするなどの行為にエスカレートしていく事例が多く、生徒の人権意識の高揚が課題となる。また最近では、携帯やスマートフォン、その他の通信機器を利用して、情報交換を行う生徒も多く見られ、SNS等への書き込みに起因する生徒間トラブルも見られる。学校内だけではなく、保護者・関係機関との連携を進めながら、いじめの未然防止・早期発見・適切な対処に取り組む必要がある。そのために、組織だった取組と教職員研修の充実が必要である。

いじめ問題への対策の基本的な考え方

- ・全教育活動を通して「いじめは重大な人権侵害であり、決して許さない」ことを徹底とともに、いじめはどの生徒にも、どの学校にも起こりうることを認識し、教職員は保護者、関係機関と連携を図りながら、その未然防止、早期発見、早期対応、そして再発防止に努める。
- ・生徒の豊かな情操と道徳心、自他の存在を相互に尊重しあえる態度を育てるため、教育活動を通じて道徳教育の充実を目指す。
- ・生徒一人ひとりの自己存在感や自己充実感を感じられる学校づくりを行い、学習規律や生活規律の定着を図る。
- ・生徒のSNS等の利用実態調査を行い、その結果を基に、校内研修や生徒・保護者対象の講演会を実施し、情報モラルについての教育の推進を図る。

保護者・地域との連携

<連携の内容>

- ・いじめ問題に対する学校の基本方針をPTA総会で説明し、学校のいじめ問題への取組について保護者の理解を得るとともに、学年支会やPTA研修会等を活用したいじめ問題についての意見交換や協議の場を設定し、取組の改善に生かす。
- ・情報モラルに関する教職員研修を行うとともに、SNSに係る危険性やインターネット上のいじめの問題について、関係機関との連携を図りながら保護者対象の研修会を実施する。
- ・学校評議員の協力を得て、地域の方々との懇談の機会を設け、生徒の学校外での生活に関する見守りや情報提供の依頼を行い、いじめの早期発見に努める。
- ・学校便りやPTA会報に、いじめ問題等の各種相談窓口や学校の教育相談窓口等の紹介を掲載し、活用を促す。

学 校

いじめ対策委員会

- <対策委員会の役割>
・学校の対策基本方針に基づき、年間計画の作成、実施・検証・修正の中核的役割を果たす。
・いじめや生徒の問題行動に関する情報の収集やいじめの相談・通報の窓口となる。
・いじめ事案に対し、事実関係の把握、指導や支援体制の決定、保護者・関連機関との連携の中核となる。

- <対策委員会の開催時期>
・委員会は定期として年4回開催する。ただし、緊急の対応が必要になった場合は随時開催する。

- <対策委員会の内容の教職員への伝達>
・職員会議(月1回)において情報の共有時間を設けるほか
職員朝礼の時間や部活動後の時間を利用して情報交換を行なう。

<構成メンバー>

- ・教員
・校長 教頭 生徒指導主事 各学年生徒指導担当 人権教育担当 養護教諭
- ・特別支援コーディネーター
- ・スクールカウンセラー

全 教 職 員

関係機関等との連携

<連携機関名>

- ・岡山県教育委員会・新見市教育委員会

<連携の内容>

- ・学校で把握したいじめ問題の解決が、学校だけでは進まない場合、助言や支援を受ける。
- ・場合により、いじめ問題対応専門チームの支援を受ける。

<学校側の窓口>

- ・教頭

<連携機関名>

- ・倉敷児童相談所・新見市こども課

<連携の内容>

- ・生活環境等の課題解決を図るために、専門的な立場からの支援を受ける。

<学校側の窓口>

- ・教頭

<連携機関名>

- ・新見警察署生活安全課

<連携の内容>

- ・被害者の生命や財産に重大な被害が生じる恐れのあるものについて、早期の解決を目指す。

<学校側の窓口>

- ・校長

学 校 が 実 施 す る 取 組

① いじめの防止	○道徳教育や体験活動等の充実 ・豊かな情操・道徳心や社会性を育み、自他の生命を尊重する態度を養うための道徳教育や人権教育の充実を図る。 ○意欲的に学習や活動に取り組む集団づくり ・個々の生徒の学習意欲や学級集団の状態を客観的に把握するための諸検査を実施し、その結果を活用して望ましい集団作りに努める。 ○いじめ問題解決に向けて主体的に行動する生徒の育成 ・いじめをしない・させない・放置しない態度を育成するために生徒会活動や学級活動の充実を図る。 ○教員研修 ・教職員の指導力向上のための研修として、外部から講師を招き、SNSの危険性などの危険性とその対応についての研修会を行う。 ○ネット上のいじめについての生徒の教育と保護者への啓発の促進 ・ネット上のいじめを防止するために、情報機器の利便性とともに、情報を発信する責任を自覚し、適切に利用できる力を身に付けるための情報モラルに関する授業を、各学年において行なう。またSNSに係る危険性やネット上のいじめについての認識を深めるため学識経験者や通信事業者の協力を得て、保護者を対象にした研修会を実施する。
	○定期的なアンケート調査等の実施による実態把握 ・生徒の実態把握のためのアンケートを6月・10月の2回実施し、年3回の個別の教育相談を行う。また、保護者懇談を活用し、生徒の生活の様子を十分把握して、いじめの早期発見を図る。 ○相談体制の確立 ・日常から担任を中心に生徒への声かけや教育相談を行い、生徒の変化を見逃さないよう心がける。また、スクールカウンセラーと連携し、生徒の教育相談を行い、生徒がいつでもいじめを訴えたり、相談したりできるような体制を整える。 ○情報共有 ・生徒の気になる変化や行為があった場合、記録を残し、教職員間でいつでも早急に情報共有できる体制をつくる。生徒指導係会との連携で週一回、気になる生徒の情報交換を行う。 ○家庭への啓発 ・いじめの認知につながるよう、家庭における生徒の様子を見つめるための資料を配付して家庭との連携を図り、家庭におけるいじめ問題への対応に関する啓発を行う。 ○ネットパトロール事業の活用 ・生徒がネット上のいじめに巻き込まれていないかどうかを把握するため、ネットパトロール事業を活用し、情報収集を図る。
③ いじめへの対処	○教職員の組織的な対応と関係機関との連携 いじめの発見・通報があった場合には、組織的な対応を検討するため、いじめ対策委員会を開催し、速やかに対応する。また、教育委員会へ報告をし、状況に応じて警察等関係機関へ相談する。 ○いじめの有無の確認 ・本校生徒がいじめを受けているとの通報を受けたり、その可能性が明らかになったときは、速やかにいじめの事実の有無の確認を行う。 ○いじめられた生徒への支援 ・いじめがあったことが確認された場合には、いじめられた生徒を最後まで守り抜くことを最優先に、当該生徒及びその保護者に対して支援を行う。 ○いじめた生徒への指導 ・いじめた生徒に対しては、いじめは絶対に許されない行為であり、相手の心身に及ぼす影響等に気付かせるなど適切かつ毅然とした対処を行うとともに、当該生徒の周囲の環境や人間関係など、その背景を十分に把握し、保護者の協力を得ながら、健全な人間関係を育むことができるよう指導を行う。内容により、関連機関へ助言や支援を求める。 ○警察等の連携 ・いじめが被害者生徒の生命や財産を脅かす重大な危険性や犯罪行為として認識され、緊急かつ早期な解決が必要とされる場合、直ちに警察に相談・通報し、警察と連携した対応をとる。